

白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議設置要綱

(設置)

第1条 白石町町民協働推進会議から町へ提出された報告書を踏まえ、参加と協働による地域づくりを町全域で実践するため、白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議（以下「検討会議」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、白石町町民協働の推進による地域づくり条例（仮称）（以下「条例」という。）の素案について審議し、町長に答申することとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地域づくり協議会をはじめ、地域活動又はまちづくり活動に携わる者で、条例作成に意欲のある者

(3) 公募により選ばれた者

(4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総合戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(白石町町民協働推進会議設置要綱の廃止)

2 白石町町民協働推進会議設置要綱（令和4年4月1日白石町訓令乙第56号）は、廃止する。